

治風済沐浴

〔平家物語十〕せんじゆ

かの、すけ○宗は情ある者にていたうきびしうもあたり奉らず、重衡やうくにいたはりま
いらせ、あまつさへゆどのしつらひなどして御ゆひかせ奉る。

〔玉海〕文治二年正月一日庚辰抑年來當日浴而舊年浴之後身無不淨之時當日不必浴之由見故殿
忠○藤原御記仍今日不浴之、

〔石田先生事蹟〕禁裏へ拜見の事有りて、参り給ふには必沐浴したまへり、○略

貴人へ見え給ふ時は、かならず沐浴したまへり、○略

伊勢參宮の人を迎ひに行給ふ時は、沐浴して出で給へり、神を拜する心にて迎へ給ふとなり、自參宮したまふ時は、旅宿にて毎夜沐浴したまへり、

先生故郷へ行き給ふには、かならず宅にて沐浴し出で給ふ道の程七里ばかりの所なるが、故郷の宅に著し給ふまでは、二便を便じ給はず、是は身を汚さじとなり、

○按ズルニ、沐浴ニ關スル事ハ、居處部浴室篇及び器用部潔浴具篇ニ載セタレバ、宜シク參看
スペシ、

〔蓮步色葉集〕行水。

〔書言字考節用集九〕言辭行水

〔太平記二〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

五月元弘二十九日ノ暮程ニ、資朝卿原○藤ヲ籠ヨリ出シ奉テ、遙ニ御湯モ召レ候ハヌニ、御行水
候ヘト申セバ、早斬ラルベキ時ニ成ケリト思給テ、○下

〔百家琦行傳五〕行水政右衛門